

介護予防・日常生活支援総合事業 (総合事業)の指定手続について

**平成29年1月17日
東近江市長寿福祉課**

前回までに説明した内容(指定・報酬関係)

<指定基準と介護報酬>

東近江市は現行相当サービスと通所型サービスC(短期集中)で総合事業を開始する。現行相当サービスの指定基準及び介護報酬は現在の介護予防と同じ。

<指定手続>

現行相当サービスを実施するには被保険者の住所地の市町村の指定を受ける必要がある。

平成27年3月31日までに指定を受けた事業者

⇒全国一律のみなし指定を平成30年3月31日まで。

平成27年4月1日以降に指定を受けた事業者

⇒平成29年4月1日以降新たに指定を受ける必要がある。

今回説明する内容(指定・報酬関係)

- ・指定申請時の各種様式と手続方法について
- ・指定期間について
- ・サービスコード表について
- ・運営規程、重要事項説明書、契約書及び定款について

指定申請時の各種様式と手続方法 について

指定申請時の各種様式について

指定申請時の各種様式については確定しだい市ホームページにて公開します。現在の各種様式(案)については別添資料1を参照ください。

参照URL

<http://www.city.higashiomi.shiga.jp/0000004514.html>

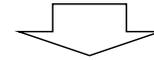
TOP⇒高齢者・介護⇒事業所向けのお知らせ
⇒地域密着型サービス事業所の指定に係る提出種類について

指定手続について

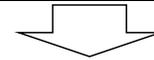
指定申請の手続については、現在の地域密着型サービスの指定手続と同様です。

右の図及び下表を参照ください。

事前相談	
受付時期	<ul style="list-style-type: none"> 相談は随時受け付けます。(開庁日の8:30~17:00) 窓口で相談する際は、<u>事前に電話で来庁日等をご連絡ください。</u>
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 位置図、平面図等参考となる資料を必ず持参願います。 事前相談を行う際は、事業者はいつから事業を始めるか、定まった状態で相談してください。



指定申請書受付	
提出方法	<ul style="list-style-type: none"> <u>窓口提出のみ</u> 窓口提出する際は、<u>事前に電話で来庁日等をご連絡ください。</u>
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 原則として、申請時までには建築工事等を終了し、建築確認・消防検査等が済んでいること。



指定	
審査	<ul style="list-style-type: none"> 申請書の記載内容に不備があった場合は、書類の再提出を求める場合があります。 受付期間を過ぎて、指定する期限までに再提出がなかった場合、申請書が完備していないものとして、その回の申請受付ができませんのでご注意ください。 指定要件を満たすかどうか判断するために、原則として現地確認を行います。 申請の内容に重大な不備、不適事項があったときには、その是正改善が図られるまで指定ができません。
指定	<ul style="list-style-type: none"> 審査の結果、指定要件を満たすものと判断された場合に指定を行います。 指定に際し、適正な運営を確保するため必要と市が判断した条件を付す場合があります。 指定された場合は、申請者宛に指定があった旨通知します。
公示等	<ul style="list-style-type: none"> 市は指定の後、速やかに県知事への届出、公示を行います。

指定事前相談 (締切日)	指定申請書提出 (締切日)	指定日
平成29年2月15日	平成29年3月15日	平成29年4月1日
平成29年5月15日	平成29年6月15日	平成29年7月1日
平成29年8月15日	平成29年9月15日	平成29年10月1日
平成29年11月15日	平成29年12月15日	平成30年1月1日

指定期間について

指定有効期間について

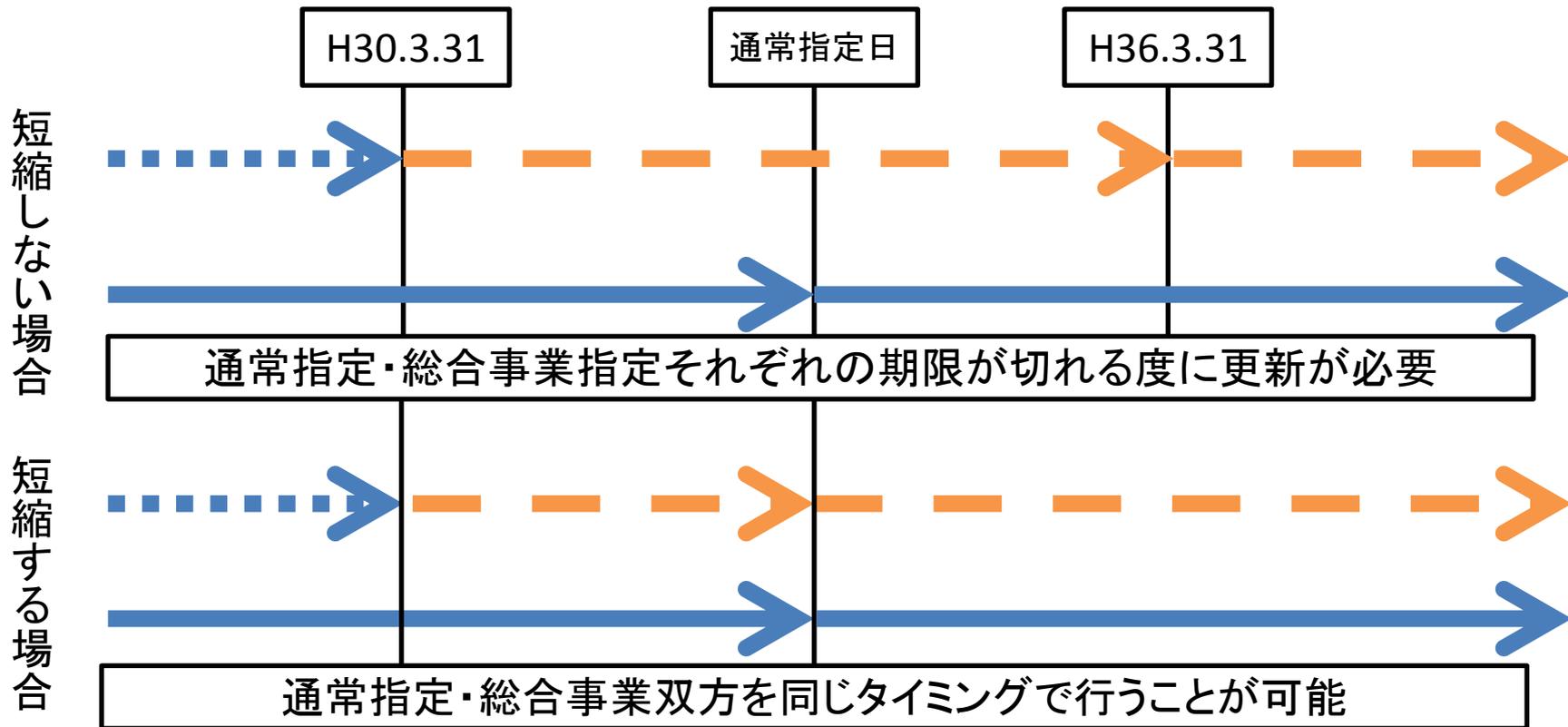
東近江市における総合事業の**指定有効期間は原則6年間**となります。ただし、通所介護又は訪問介護の指定と当該サービスに相当する総合事業の指定を併せて受けている場合は指定有効期間を6年以内に短縮することができます。

現在、みなし指定を受けている事業所及び既に予防通所介護や予防訪問介護の指定を受けている事業所については、指定の切替時に当該短縮を利用するかどうか確認します。同意された場合のみ指定有効期間の短縮を適用します。

指定有効期間短縮の利点

指定有効期間を短縮することによる利点は、更新手続の期間を他の指定と揃え、事務の煩雑化を緩和できることにあります。イメージは以下の通りです。

現在みなし指定を受けている事業所の場合



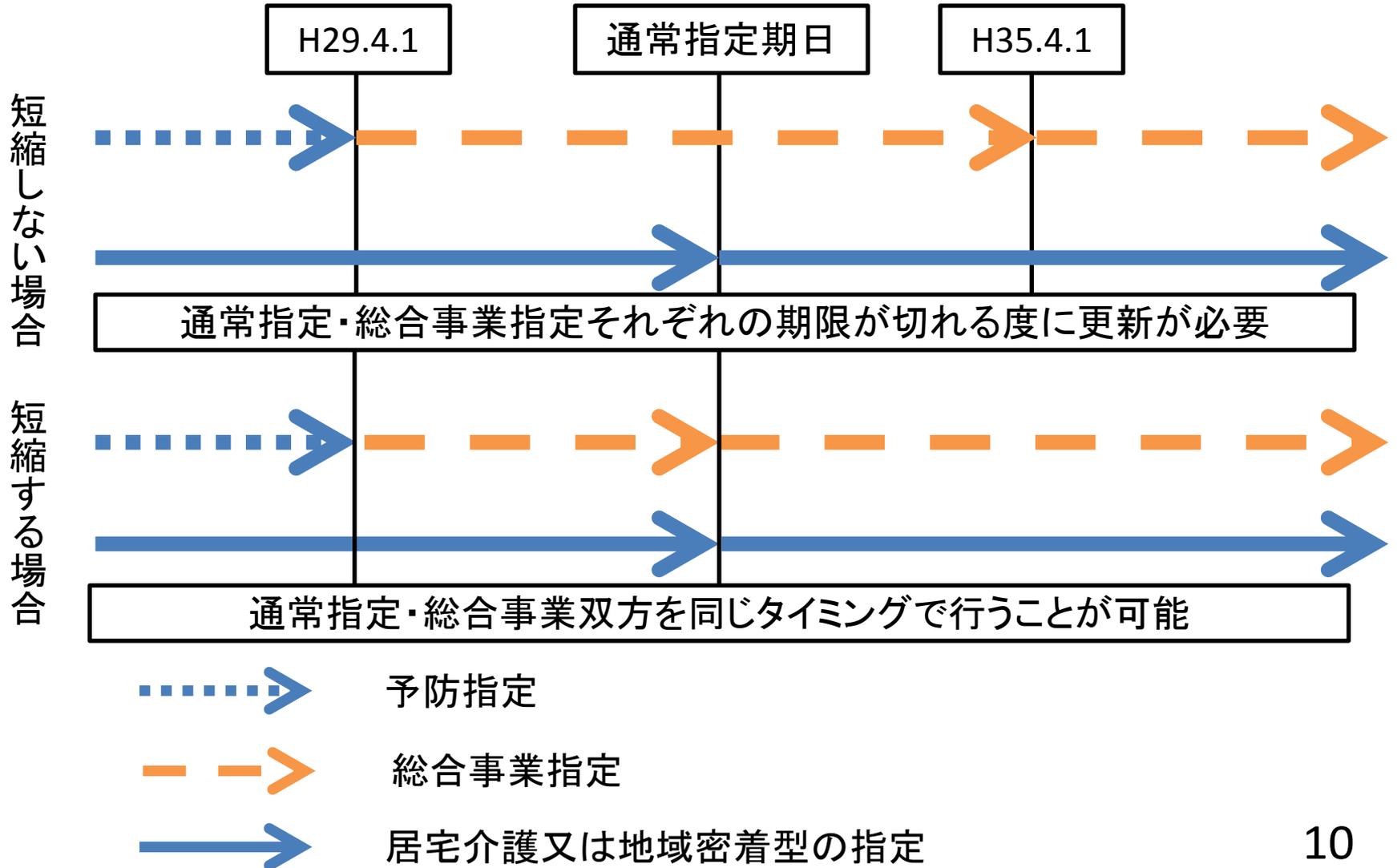
.....➡ 総合事業みなし指定(または予防指定)

---➡ 総合事業指定

➡ 居宅介護又は地域密着型の指定

指定有効期間短縮の利点

平成29年4月1日から総合事業の指定を受ける場合



サービスコード表について

サービスコード表について

東近江市の総合事業のサービスコードは国が示したものと同様です。サービスコード表については、別添資料2を確認してください。

A1訪問型サービス・A5通所型サービス

⇒平成27年4月1日までに指定を受けた事業所が利用します。みなし指定終了後は使用しません。

A2訪問型サービス・A6通所型サービス

⇒平成27年4月1日以降に指定を受けた事業所が利用します。

利用するサービスコード

保険証に記載されている住所地と利用するサービスコードの相関関係表です。
サービスコードを使用する市町村から総合事業の指定を受ける必要がありますので注意してください。

施設所在地	保険者	被保険者の住所 (保険証記載)	サービスコード
東近江市内	東近江市	東近江市	東近江市のものを使用
東近江市内	他市	東近江市 (住所地特例)	東近江市のものを使用
東近江市内	他市	他市	他市保険者のものを使用
東近江市外	東近江市	東近江市	東近江市のものを使用
東近江市外	東近江市	他市 (住所地特例)	他市保険者のものを使用

運営規程、重要事項説明書、契約書及び定款について

運営規程、重要事項説明書、契約書 について

変更が必要です。内容については基準が変更されていませんので以下の表に従い、文言の変更を行ってください。

変更前	変更後
介護予防訪問介護	訪問介護相当サービス(第1号訪問事業)
介護予防通所介護	通所介護相当サービス(第1号通所事業)
滋賀県介護保険法に基づく指定介護予防サービスの事業の従業者ならびに設備および運営ならびに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例	「東近江市第1号指定事業の人員、設備、運営及び報酬に関する基準を定める要綱」、もしくは「各市町で定める基準等」

運営規程の変更については平成29年度中に対応願います。変更した場合市へ変更届を提出してください。平成29年4月1日までに対応いただいた場合は変更届は不要です。

重要事項説明書及び契約書については速やかに変更し、あらためて取り交わす、又は変更内容の覚書を取り交わしてください。

定款について

事業種別について変更が必要な場合があります。定款の事業種別について、当市の総合事業は以下のような位置づけとなりますので参照ください。

サービス種別(東近江市における名称定義)		介護保険法における定義	老人福祉法における定義
訪問介護相当サービス	旧	介護予防訪問介護	老人居宅介護事業
	新	第1号訪問事業	
通所介護相当サービス	旧	介護予防通所介護	老人デイサービス事業
	新	第1号通所事業	
通所型サービスC		第1号通所事業	なし